

# 少年法六一条の法的性格に関する一考察

野村和彦

- 一 問題の所在
- 二 諸説の検討
  - (一) 裁判例の動向
  - (二) 学説の動向
- 三 非行少年の名譽
  - (一) 更生が社会から期待されている存在として
  - (二) 予想される批判
- 四 いくつかの類型への当てはめ―まとめに代えて―

## 一 問題の所在

(1) 人間学的刑法学を目指しておられる船山泰範先生<sup>①</sup>は、少年法六一条は言論の自由に配慮した倫理規定であるとしながらも、少年の更生が害されることを懸念し、推知報道が禁止される範囲を広げようとしておられた<sup>②</sup>。

先生が右の見解を示されてから三〇余年が経過した。非行少年の推知報道をめぐる動きはめまぐるしく変化している。憲法学者やメディア法学者からは、少年審判の非公開（少年法二二条二項）や推知報道禁止規定（少年法六一条）は、それぞれ憲法八二条および二二条に違反しているとの指摘<sup>③</sup>や、報道機関の取材の自由を過剰に制限しているとの指摘<sup>④</sup>が出されている。少年の推知報道をめぐる民事訴訟も提起されるに至っている。昨年においても、川崎でおきた中一男子殺害事件の少年の写真などが週刊誌により報じられたり、少年期に神戸で連続殺傷事件を起こした少年の現在が週刊誌により報じられたりした。少年法六一条の存在意義がまさに問われている。

少年法六一条は「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう<sup>⑤</sup>等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。」としている。本条の法的性格をどう理解するかにより、報道機関に対する法的責任の内容は変容する。法的制裁を伴わない少年法六一条<sup>⑥</sup>にいかなる法的性格を付与するべきであらうか。

(2) 従前、非行少年の推知報道は不法行為責任（民法七〇九条）に関わる問題として争われてきた。後述のように、そこでは、もっぱら非行少年の名誉権やプライバシー権の問題として扱われてきた。一方、少年法六一条が保護する

利益は少年の成長発達権にあると言及する裁判例が現れ始めた。これとは逆に、少年法六一条には法的性格はないとする裁判例も登場している。

学説においては、近年、少年法六一条は少年の成長発達権を保護しているとする見解が有力になってきている。他方で、少年法六一条に違反する報道は名誉毀損罪を構成する場合がありますとの見解も、その前例はないものの、連続として説かれてきた。

こうしてみると、少年法六一条の法的性格をめぐる議論状況は混迷の度を深めているのが現状であるといえよう。少年法六一条が現に存在しているにもかかわらず、非行少年の実名報道は、いわば確信犯的にいまもなお行われ続け、その類型も多様化してきている。にもかかわらず、これに対する法の立場は未だ定まらない状況にある。

(3) 拙稿は、少年法六一条の法的性格をより明確にしたい。後述のように、管見によれば、少年法六一条を刑法二三〇条の二第二項の例外規定として捉える見解がもっとも本質的であると考えられる。ただし、かりにそれが正しいとしても、その前提として、ぜひとも解明しなければならないのは、刑法上保護すべき非行少年の名誉とは何かという問題である。そもそも、非行少年に刑法的に保護すべき名誉があるのか。あるとすれば、それはどのようなものなのか。このことも拙稿の検討対象である。

## 二 諸説の検討

### (一) 裁判例の動向

#### (I) 長良川事件

(1) およそ二週間の間に三件の凶悪事件を犯し刑事裁判に係属中の少年（犯行当時一八歳）に関し、週刊誌が平成九年七月三十一日に発売した八月七日号の中で、少年の名前を仮名にした記事を掲載したことに対して、少年が訴えを提起した長良川事件報道訴訟は、裁判所ごとに、判断が分かれた。

第一審の名古屋地判平成一一年六月三〇日（民集五七卷二号二五四頁）は、①少年法六一一条は未成熟な少年を保護し、その将来の更生を可能にするための規定である、②少年の推知報道は、少年の保護や将来の更生の利益よりも、明らかに社会的利益の擁護が強く優先されるなどの特段の事情が必要である、とした上で、次のように判示した。すなわち、①仮名の使用により、社会通念上、原告の同一性が隠蔽されたと認めることは困難であり、原告の経歴など他の記事内容と併せると、少年が事件の犯人であることを面識のある不特定多数の読者は容易に推知することができる、②社会的利益の擁護が強く優先される特段の事情もない、として、週刊誌の記事は少年の名誉およびプライバシーを侵害するとして、少年の訴えを認めた。

(2) 第二審の名古屋高判平成一二年六月二九日（民集五七卷二号二六五頁）も第一審と同様に少年の訴えは認めたが、次の二点が第一審と異なる。

第一に、推知される範囲についてである。第二審は、仮名および関係記事から事件を犯したのは少年であると容易

に推知できるのは、少年と面識を有する読者だけでなく、少年が生活基盤としてきた地域社会の不特定多数の読者とするのが相当である、とした。第一審よりも推知可能な範囲を広げている。

第二に、少年法六一条の趣旨に関し、成長発達権に言及した点である。すなわち、①少年法一条に謳われた健全育成の理念の下、少年の更生を援助促進するため、少年を社会的偏見や差別から保護すると同時に、少年が自分の問題を克服し、新たに成長発達の道へ進むことを保障している、②社会の側は少年の社会復帰のために環境を整備したり適切な援助をしたりすることが要請されている、③少年の推知報道は少年に対する社会的偏見を生み更生の妨げとなるから、少年の地域社会での更生の妨げにならないよう、報道はラベリングの回避に努めるべきである、④少年法六一条は、報道の規制により、成長発達過程にある少年が健全に成長するために配慮した取り扱いを受けるという基本的人権を保護し、併せて、少年の名誉権、プライバシー権の保護を図っている、と。

ただし、週刊誌の報道により少年の成長発達権がどう侵害されたかについては、本判決は具体的に言及していない。少年の権利侵害については、第一審と同じ手法と同じ結論をとっていることから、名誉権及びプライバシー権の侵害のみを認めたと受けとれる。

(3) 少年法六一条が保護する内容として、第二審が名誉権、プライバシー権に加え、成長発達権をも含ませようとしたのに対し、少年法六一条は非行少年のプライバシー権および名誉権と関係することを示唆したのが最高裁判決（最二判平成一五年三月一四日、民集五七卷三号二二九頁）である。同判決は次のように判示し、第二審判決を一部破棄し差し戻した。

すなわち、①原審判決は被侵害法益をプライバシー権または名誉権と捉えたのか、成長発達権としたのかが判然と

しない。被上告人は前者の侵害を主張し続けたことから、本事案においてはプライバシー権または名誉権の侵害が判断されるべきである、②少年と面識のある者は、記事に書かれた犯人情報と履歴情報を読むことにより、この記事が少年について書かれたものであることを推知することができ、このことは少年の名誉を害するだけでなくプライバシー権をも侵害する、③少年法六一条に該当するかは、記事を読んだ不特定多数の一般人が推知可能かという観点から決められるべきであり、当該記事は少年を特定できる事項の記載はないから、本条違反には当たらない、④名誉権の侵害に当たる場合であっても、その記事に公益性があったかを判断する必要があり、<sup>⑥</sup>プライバシー権の侵害に当たる場合でも、それらのプライバシー権侵害を上回る特段事情<sup>⑦</sup>がなかったかを判断するべきであるところ、<sup>⑧</sup>原審はそれを果たしていない、と。

(4) 右の最高裁判決を受け、差戻審の名古屋高判平成一六年五月一二日(判時一八七〇号二九頁、判タ一一九八号二二〇頁)は第二審における週刊誌側の敗訴を取り消した。名誉毀損は次の二点を理由に否定した。

すなわち、①犯行時に少年であったとしても、少年による犯罪は凶悪かつ残忍な重大犯罪であるから、社会的影響力が大である、②このことから市民が関心を抱くのはもつともといえるから、公共の利害に関する事実<sup>⑨</sup>に該当する、③記事は少年法の現状に疑問を提起し被害者の心情を広く伝えるのが主目的である、④プライバシー侵害についても、たしかに記事が更生の妨げになるかもしれないが、犯行は凶悪かつ残忍であり、このため短期の社会復帰は困難であるから、この場合は、記事の公表の利益が上回る、とした。



## (II) 堺通り魔事件

(1) 第一審の大阪地判平成一一年六月九日(家月五一卷二一五三頁、判時一六七九号五四頁)は次のように判示した。まず、少年審判非公開原則(少年法二二条二項)や少年の推知報道禁止規定(少年法六一条)は、少年のプライバシーを保護するとともに、少年が再犯を犯さないようにするという刑事政策的考慮が含まれているとした上で、この利益には優越的利益が認められるとした。ここから、少年は成人と異なった取り扱いが必要であるとした。すなわち、少年の利益保護や更生といった優越的利益を上回る特段の公益上の必要性を図る目的が推知報道にあつたか否か、手段や方法がこの目的からみてやむをえないと認められることが立証されない限り、実名報道は不法行為を構成するとした。

その上で、本事件について、少年が現行犯逮捕されており推知報道をする必要はないこと、実名報道をしなくても記事の価値が低下することはないこと、非行の域を超えたとしても少年を二〇歳未満と定義する少年法の規定は揺るがないこと、少年に自分のなしたことをわからせるなどという実名報道の目的は首肯しえないこと、出版物によるプライバシーの公開は公開の法廷におけるそれよりも規模が異なる、として、被告に不法行為損害賠償と謝罪広告の掲載を命じた。

(2) これに対し、第二審の大阪高判平成一二年二月二九日(判時一七一〇号二二二頁)は、以下のような立場を示した。第一に、少年法六一条の趣旨について、「違反者に対して何らの罰則が規定されていないことは、憲法における「言論出版等の自由」の規定への顧慮及び少年法の社会的機能に照らして、このような規定の遵守をできる限り社会の自主規制に委ねたもの」として、少年法六一条の法的効果を否定する立場を採った。第二に、推知報道の可否は、

表現行為が社会の正当な関心事であり、その表現方法が不当なものでない限り、少年法六一条の規定にかかわらず、その表現行為は違法性を欠くとした。第三に、表現手法について、犯罪事実だけでなく被疑者などを特定することも犯罪ニュースの基本的要素であり社会的に重要な関心事とした。

その上で大阪高判は、少年が引き起こした犯罪は極めて凶悪であるから社会的に正当な関心事に当たるとし、実名報道によって少年のプライバシー権や名誉権、肖像権が侵害されるとしても、その侵害は許容される範囲内にあるとして、控訴人には不法行為はないとした。

### （Ⅲ） 光市母子殺害事件

（1） 光市母子殺害事件をめぐる、被告人の実名と中学時代の写真を掲載した書籍の出版および販売などの差し止めを求めた民事訴訟においても、裁判所の判断が分かれている。

第一審の広島地判平成二四年五月二三日（判時二二六六号九二頁）は、まず、当該書籍の出版及び販売の差し止めの訴えについては、以下の理由から認めなかった。第一に、犯罪内容が冷酷かつ残酷で重大悪質である今回の事件は、社会に与えた影響は大きく、公共の利害に係る事実に当たる。第二に、当該書籍の出版及び販売により少年のプライバシー権及び肖像権は侵害されるが、その侵害は、当該書籍の出版及び販売の利益が上回るため、重大なものはないし、事後に回復を図るのが著しく困難だといえない。

ただし、広島地裁判決は写真掲載については原告のプライバシー権および肖像権の侵害を認め、被告側に不法行為損害賠償の責任が生じるとした。判決によると、実名報道についてはすでに成人となった少年による同意等があるた



めプライバシー権侵害とはいえないが、中学時代の顔写真の掲載については、少年の同意がないことやすでに実名が掲載されていることから、当該書籍の趣旨に照らして不必要なものであると断じた。

(2) これに対して、第二審の広島高判平成二五年五月三〇日（判時三二〇二号二八頁）は、少年の中学時代の写真を掲載した点に関し、少年は書籍の出版それ自体には同意しており、少年への社会的関心が高く正当なものといえるから少年法六一条の趣旨を考慮しても、これよりも報道の自由の利益が上回るとして、被告に損害賠償の支払いを命じた広島地裁判決を取り消した。

#### (IV) 検討

(1) 裁判所は、少年法六一条違反の報道を不法行為責任の問題として捉えている。その中で、少年法六一条はどのような役割を果たしているか。長良川事件報道訴訟の第二審判決のように、少年法六一条には成長発達権という独自の保護利益も含まれると言及するものもある。一方で、堺通り魔事件第二審判決は同条を単なる倫理規定にすぎないと断言している<sup>(9)</sup>。

とはいえ、長良川事件最高裁判決は少年法六一条が禁止する推知報道の範囲に言及し、当該報道に接した不特定多数の一般人が推知可能でなければ少年法六一条違反とはいえないとの判断を示している。このことは、推知報道による少年の名誉権及びプライバシー権の侵害の度合いは最高度でなければならぬ、とするものである。したがって、少年法六一条は、推知報道による少年の権利侵害の度合いを点検するための規定であり、民法上の不法行為法に仕える規定である、とするのが裁判所の全体的な傾向といえよう。

(2) 裁判所は、少年法六一条は実名報道を一律に禁止する規定ではなく、例外的に実名報道が許容される場合がありうることを前提としている。これを判断する際に、裁判所は比較衡量の手法を用いている。これについて検討してみたい。

第一に、対立する利益の衡量は一定の基準からされなければならないはずであるが、そこが揺らいでいる。長良川事件第一審判決や堺通り魔事件第一審判決は、少年が社会復帰する利益に優越的利益を認め、推知報道は極めて例外的な場面のみ許容されないとする構えをとった。これに対し、長良川事件最高裁判決以降は国民の知る権利を重視する方向へ舵を切ったといえる。少年が犯した非行が重大であれば重大であるほど、その事件が社会に与える影響は大きくなるから事件について知りたいという人々の要求が強まる。こうしたことから、重大な非行を少年が犯したならば、それは公共の利害に係る事実にあたり、その分、少年の推知報道が許容される範囲が広がる。

問題は後者の比較衡量論がいかなる内実をもっているかにある。そこでは、結局のところ、知る権利に譲歩して、少年の更生の利益をどの程度制限できるかが問われている。しかしながら、更生の利益という少年の人生に関わる重要な個人の利益を、社会の人々が知りたいという欲求によって犠牲にしてよいのかは疑問である。<sup>10</sup> また、更生の利益は犯罪予防という社会的利益とも密接に関連する。知る権利を優先することは、少年にとって更生が難しい社会状況をもたらすことにもなるが、そのリスクにどう対処するべきかまでは考慮に入れられていないように思われる。

非行の重大性をどう判断するのも問題である。まず、裁判所は、犯罪の客観部分、すなわち犯罪行為とその結果に、おそらく着目している。しかしながら、その重さをどう捉えようとしているのかは明らかでない。最高裁は推知報道の範囲について不特定多数の一般人が認識可能な程度でなければならぬとしたが、それほど知らされなければ

ばならない非行はどの程度なのかは不明である。永山事件のように全国各所で犯罪を犯す程度でなければならぬとの理解も可能だと思うが、その後の裁判例はそう捉えていない。次に、少年の人格的側面まで考慮に入れるのかも不明である。かような行為をとった少年は人格的に熟しておらず、何らかの負の要因を抱えていることが通例である。人格形成面においても周囲の人間関係に恵まれていないことも多い。非行の重大性を捉える際に第三者から認識できる部分にのみ注目するならば失当と思われる。

第二に、比較衡量論は、少年法六一条の存在理由を成長発達権にあると捉える見解や少年の更生を担保するためにあるとする見解にとつて、不利な法的枠組みとなりがちである。大阪高判平成一二年二月二九日は、実名報道により少年の社会復帰が阻害されるという少年側の主張に対して、少年がいかなる生き方をしようとしているかわからず、実名報道が社会復帰の妨げになることは抽象的にはいえるが、そうだからといって損害賠償請求権の根拠とはならない、と批判した。このことは、推知報道によつて更生の利益が害されることを主張したいならば、具体的に立証すべきであることを示唆したといえる。

しかしながら、推知報道をめぐる訴訟において、原告側が真つ先に求めるのは出版物の販売差し止め等である。この時点において、実名報道が少年にとり社会復帰の妨げとなったことを示す具体的事象はまだ生じていないであろうと考えられる<sup>11</sup>。実名報道による実害が少年側に生じたときに、はじめて出版販売などの差し止めを裁判所に求めるというのは、少年の利益を保護する観点からして、愚かな選択であろう。したがつて、推知報道による権利侵害を具体的に示すことは相当困難であるし、それは抽象的危険の域にとどまらざるをえない。少年法六一条を成長発達権の保障にあるとする見解を裁判所が拒絶しているのは、こうした事情があると思われる。

(3) なお、裁判所が、少年のプライバシー権や名誉権の観点とは別に、実名報道の当否を論じていることを指摘しなければならぬ。すなわち、問題となっている記事の趣旨と推知報道との合理的関係があるか否かに着目している。右にみた光市母子殺害事件の広島地裁判決は、すでに実名を使用している以上、写真まで掲載する必要はないとしている。

堺通り魔事件第二審判決は、実名報道を行う決意に至ったのは少年の尊厳性を認め匿名性の中に埋没させてはならず本人に自分のしたことを明確に認識させるためであるという控訴人の主張に対し、被控訴人を特定する表現がなかったとしても、その記事内容の価値に変化が生じるものとは思われずとし、控訴人に少年に自分がしたことを認識させる権利があるとも解されない、としている。

ただし、記事の趣旨と推知報道との間に合理性がない場合に、それが法的にどのような責任を構成し、いかなる法的効果を生じさせるのかは、明らかにされていない。

## (二) 学説の動向

### (I) 倫理規定説および刑事政策規定説

(1) この見解は、少年法六一条は刑事政策的観点からメディアに推知報道の自主規制を促す規定にすぎない、と解する<sup>12)</sup>。同条違反に対して法的制裁が明示されていないのは、言論の自由を最重要視していることの現れとみる。裁判例も、堺市通り魔事件第二審判決がこの立場に立った。この見解から次の二点が導かれる。第一に、少年法六一条に違反する推知報道がなされても、このことから報道機関に対する法的制裁が直ちに導かれるわけではないとする。第

二に、本条によつて少年の何らかの権利が保護されることはないとする。<sup>13)</sup>

ところで、日本新聞協会は一九五八年（昭和三十三年）一月一六日に「新聞協会の少年法第六一条の扱いの方針」<sup>14)</sup>を定めている。これによると、罰則規定のない少年法六一条の趣旨は新聞の自主的規制に期待することであるとし、少年の更生可能性を重視する本条に新聞も従うべきであるとしている。ただし、少年の保護よりも社会的利益の擁護が強く優先する特殊な場合が二つあることを指摘している。

第一に、少年が逃走中で、放火、殺人など凶悪な累犯が明白に予想される場合、第二に、指名手配中の犯人捜査に協力する場合である。これらの場合、少年の推知報道は許されるべきである、としている。

(2) 倫理規定説および刑事政策規定説は、少年の保護を重視する立場からも、少年の保護をより制限しようとする立場からも、主張されている。両者に共通しているのは、憲法二一条一項で保障されている表現の自由や、そこから導かれるところの知る権利を尊重する点にある。しかしながら、同説にはいくつかの問題点がある。

第一に、少年法六一条そのものには法的拘束力がないとすると、推知報道の問題は主として倫理的問題として解決が図られ、法的解決は例外的場面に限定される、という構図になる点である。一般に、倫理が衝突した場合、影響力の強い方が世の支配的倫理となる可能性が高い。つまり、マスコミの倫理が影響力をもつ。<sup>15)</sup>新聞協会の取り扱い方針は現在においても報道界の倫理となつていと思われるが、その推測を裏切る事態は、いくつも生じている。<sup>16)</sup>法的訴訟を起こすのは少年の側になるが、あらゆる意味で負担が重いはずである。むしろ、少年法六一条そのものに法的拘束力をもたせ、報道側の法的規範となる方向を目指すべきである。

第二に、推知報道によつて非行少年を特定する情報が社会に浸透し、それによつて、少年の更生が妨げられるおそ



れが生じることについて、同説がいかに対応するのかが必ずしもみえてこない点である。推知報道が禁止されるのは、それが少年に犯罪者としての烙印をつけるおそれがあるからである。犯罪者であるとのレッテル貼りによって、少年に対する差別意識が社会に生じ、その結果、少年の社会復帰が妨げられる危険性が生じる。少年法六一条に法的性格を認める見解は、このラベルが貼られる危険性を除去するためには法的制裁が必要であると考えている。しかしながら、倫理規定説及び刑事政策規定説は、右の問題に対して十分な答えを用意しているとは思われない。

たとえば、少年の更生を妨げる行為を禁止するよう、政府や他者に求めるような権利を認めることは不当とする見解<sup>17</sup>がある。その論拠として、憲法が保障する基本的人権とは政府によって侵害されない自由が主であること<sup>18</sup>、憲法は国や地方公共団体に向けられた法であるから私人であるマスメディアには基本的人権は及ばないこと<sup>19</sup>、等を挙げる。この見解は成長発達権説やそれを認めた長良川事件第二審判決を批判する文脈で述べられてはいる。またその論拠において一つの憲法論が語られている。しかしこれらの点を捨象してみても、推知報道が社会の構成員に影響を与え、それが、少年の社会復帰の妨げになるのではないか、という疑問には、同説は何も答えていない。

少年法六一条は政策規定であるとした堺通り魔事件第二審判決は「地域住民以外の一般市民は、本件記事によって被控訴人の実名を知ったと思われるが、仮にそうであるとしても、被控訴人を知らない一般市民が被控訴人の実名を永遠に記憶しているとも思えないし、仮に一部の市民が被控訴人の名前を記憶していたとしても、そのことによっては直ちに被控訴人の更生が妨げられることになるとは考えがたい」としている。人々の記憶力に言及している点はさておくものの、更生が妨げられる事態は「直ちに」でなければならぬとしている点は、推知報道が少年の更生に与える影響をあまりにも軽く見積もっている。



推知報道がひいては少年の更生の妨げになる事態、すなわち少年の権利侵害が生じるのは、現実においては、直ちに、ではない。具体的な被害が生じるのも、報道直後というよりもその先の時点である。すなわち、推知報道はそれ自体に、少年に対する社会の評価を低下させ、将来の更生の妨げる危険性を備えている。こうした場合に、法は何も対処しえないというのは、どう見ても疑問である。倫理規定説及び刑事政策規定説は、言論の自由を護るために、この現実をあえて度外視している。

## (II) 成長発達権説

(1) 成長発達権とは、親をはじめとする周囲の人々の援助を受けつつ自律的な人間へと成長するための、子どもの権利である。<sup>(20)</sup> すなわち、少年とは「自立的生存」に向けて心身ともにまさに成長発達の過程にある存在であり、その成熟度に応じて自己決定権の範囲も拡大し、成人になると完全な自己決定権を行使しうる主体となる<sup>(21)</sup>存在であり、そのためには、「いままさに成長発達の途上の段階にある人格がそのまま認められ、将来成人して完全な自己決定主体となることが援助・保障され」なければならぬとされ、まさしく成長発達権は「少年固有の権利である」とされる。<sup>(22)</sup> 最近では、子どもの意見表明権の重要性も指摘され、主体的に成長するのは子どもであつて、親などはそれを支援する方に回るべきこともいわれている。<sup>(23)</sup>

成長発達権説は子ども独自の権利性を前面に押し出しているところに特徴がある。少年法六一条違反が争われる訴訟においては、少年の名誉権や肖像権、プライバシー権の侵害が主たる論点となる。こうした既存の権利に成長発達権を読み込んでいくという方法ではなく、成長発達権そのものが侵害されたことを問題にしようとする。

(2) たしかに、成長発達権説は少年法六一条の趣旨を説得的に説明している。同条の法的性格を明らかにする上で、成長発達権説の精神は中核に据えるに値する。しかしながら、同説は次のような問題を抱えている。

第一に、少年法六一条が成長発達権を保障していることを、その文言から捉えることは難しいと思われる。たしかに、同説が主張するように、条約などをはじめ種々の法規範が少年法六一条を強く助力している。しかし、少年の更生を目指す理念は少年法一条においてすでに宣言されていた。また、成長発達権を侵害する例は推知報道に限らないし、推知報道が成長発達権侵害を象徴するものとも思われない。

第二に、成長発達権を保護するために、どのような作為ないし不作為を他者に対して要求できるのかが明確になっていない。これは、同説を支持する側からも疑問が指摘されている。すなわち、成長発達権を少年個々の個性に応じた権利と把握する立場から、更生の環境整備を要求したり、更生を阻害するおそれのある他者の行動を制限したりすることは導けないとされる<sup>(24)</sup>。また、そもそも同権利が人間の尊厳性に由来する以上、知る権利や報道の自由に対して同権利が絶対的な正しさを主張しうることに對する懸念も示されている<sup>(25)</sup>。

第三に、権利侵害性をどう把握するかも成長発達権説はいまなお提示しきれていない。たしかに、推知報道による成長発達権侵害をより明確かつ具体化しようとする試みはなされている。すなわち、①自分の目の前にいる人が自分のことを覚えているかもしれないと思ってしまうたら、少年は積極的に社会と関わる意欲を失う、②社会は成人よりも少年の方を強い烙印付けをしてしまう、③就職や進学、結婚など人生の重要なポイントで困難に直面するおそれがある、ということが指摘されている<sup>(26)</sup>。また、名誉やプライバシーの侵害が発生するおそれは生じたが実際にそれが害されたという証明が不可能な場合であっても、そのおそれを少年が感じ取り、その結果、少年が萎縮してしまうこ

とに、成長発達権の権利侵害性が認められるとする見解<sup>(27)</sup>もある。

しかしながら、裁判所は、損害賠償を認めうるほどの、より具体的な権利侵害を成長発達権説に要求しているように映る。これに対し、権利侵害性が認められるという右の例は、推知報道の直後においては成長発達権侵害の程度は薄く、成長発達権の侵害が具体的に認められるのは、報道後しばらく経ってからである、ということを示している。その時点においては、すでに少年の名誉権やプライバシー権は取り返しのつかない程度に侵害されていることが想定される。そうだとすると、成長発達権の主張それ自体は極めて説得力があるにもかかわらず、訴訟の面では全く役に立たない可能性が大きく、それによって少年が救済されない事態を招きかねない。成長発達権を通じて少年の権利を現実的に保護したいのならば、推知報道によって少年が萎縮する具体的事態はどういう場合なのかをいま示すべきではなからうか<sup>(28)</sup>。もしもそれが不可能ならば、むしろ推知報道それ自体に少年を萎縮させる典型的危険が備わっていると解した方がよいと思われる。

第四に、成長発達権が及ぶ範囲がどの段階までかが不明確な点である。同権を主張できるのは法的成人年齢までなのか、それとも、成人以降も可能<sup>(29)</sup>なのか、見解は<sup>(29)</sup>帰一していない。これらの見解は、少年が成人となった後に生じた推知報道に<sup>(29)</sup>関しどう対処すべきかを念頭に説かれている。また、これらの見解の裏面においては、自己決定権をどの程度認めていくべきかという課題が存在している。思うに、過去の非行が成人後の推知報道によって暴かれた場合は、いまその者が享受している名誉権やプライバシー権の侵害にこそ目を留めるべきである。また、成長発達権が成人の段階にまで当然に及ぶとするならば、子どもの権利を確立するという当初の狙いから逸れすぎているのではなからうか。

さらに、次の疑問も生じる。成長発達権を拡大しようとする見解は死刑が確定した一八歳以上の者にも成長発達権を認めようとするが、<sup>30</sup>なぜそう言いうるのだろうか。たしかに死刑が執行されるその日まで少年の人格は成長する。これは否定しがたい事実である。この事実的観点を捉えて、少年にはまだ成長発達権があるとされる。しかしながら、成長発達権は法的権利にすぎない。死刑判決が確定するということは、その少年の成長発達権を剥奪することを意味する。法的な目から見たとき、少年の成長発達は社会との関わりの中ではじめて実現しうるはずであり、その権利を少年から剥奪するのがまさしく死刑である。死刑の当否はさておき、<sup>31</sup>この厳しい現実はいかなる立場も受け入れざるをえないと思われる。

(3) 非行少年の更生は、本人やその近親者の頑張りだけでは達成されない。彼ら・彼女たちを取り巻く社会の支えがきわめて重要である。<sup>32</sup>社会の側が予断と偏見に基づいて、非行少年が更生しようとする努力を少なくとも妨げるようなことがあつては、少年が健全に育つことは難しい。推知報道は、たしかに国民の知る権利にも奉仕することの出来ない。しかしながら、同時に、非行はこの少年の仕業であるという情報が不特定多数の市民に伝えられることの危険も考慮しなければならぬ。やはり推知報道には非行少年に対し犯罪者のレッテルを貼るおそれがある。この報道に接した市民にもそうした意識を根深く植え付けるおそれがある。そうした状況では非行少年が社会に復帰することは相当困難である。

こうした観点をふまえると、少年法六一条は、非行少年の推知報道を禁ずることにより、社会に非行少年を差別する意識が広まることを防ぎ、非行少年が更生する努力を社会の側が妨げることがないようにする点に主眼が置かれているとみるべきである。

### (Ⅲ) 刑事責任肯定説

推知報道により非行少年を差別する意識が広まらないようにすることが少年法六一条の狙いだとする<sup>33</sup>と、こうした利益の保護に適しているのは、以前から説かれていたように、名誉毀損罪（刑法三三〇条一項）による対応である<sup>34</sup>。

プライバシー・名誉権説や成長発達権説によると、推知報道は基本的に民事責任の問題、すなわち両当事者間の問題として解決されるべきである、との暗黙の前提があるようにみえる。しかしながら、推知報道による影響は広範囲に及び、もはや公的な問題と化してくる。当事者間により問題解決を図ることに限界があるように思われる。ただし、刑事責任肯定説を貫くためには、いくつかの点について論証が必要である。

第一に、そもそも非行少年の名誉とは何か、である。非行少年にも名誉は当然にあるとされているが、このことは必ずしも自明なことではない。推知報道は非行を犯した少年に関してなされるものである。したがって、推知報道と名誉毀損との関係を捉えるに際しては、非行を犯していない一般の少年ではなく、非行を犯した少年を前提に考える必要がある。まさしく非行少年の名誉とは何か<sup>35</sup>が明らかにされなければならない。

第二に、非行少年の名誉が明らかにされたことを前提とした上で考えられなければならないのは、推知報道のもつ法益侵害性をどう捉えるかである。推知情報以外、すなわち非行行為そのものについては、公共の利害に係る事実<sup>36</sup>に当たる。後者に関する報道は、たしかに非行少年の名誉は低下させるが、それよりも、人々の知る利益が優先される。こうした状況の中で、推知情報が報道に付け加えられた場合、いかなる理由で、知る権利よりも非行少年の名誉の保護が優先されるのか<sup>37</sup>が明らかにされなければならない。

第三に、推知報道は例外なく名誉毀損罪に当たるのか、という点である。民事の裁判例に拠れば、ニュアンスの差



はあるにせよ、少年の名誉やプライバシー、肖像権を保護することよりも上回る公共の利益が認められる場合、推知報道は許容されるとしている。推知報道が名誉毀損罪に該当する可能性を指摘する見解の中でも、限定的であるものの、少年の実名報道が許容される場合があることが指摘されている<sup>(36)</sup>。

### 三 非行少年の名誉

#### (一) 更生が社会から期待されている存在として

(1) 私見によれば、非行少年には、非行を犯したことを端緒に、どうか更生し健全に育ってほしいという期待が社会から寄せられている（少年法一条）。これが、非行少年が社会から受けるべき社会的評価である。その手がかりは二つある。

第一に、ノンフィクション「逆転」事件に対する最三判平成六年二月八日の一節である。すなわち、「有罪判決を受けた後あるいは服役を終えた後においては、一市民として社会に復帰することが期待されるのであるから、その者は、前科等にかかわる事実の公表によって、新しく形成している社会生活の平穏が害されその更生を妨げられない利益を有する（傍点、筆者）」<sup>(37)</sup>と述べている。少年の健全育成を目標にしている少年法の理念に照らすと、少年が社会復帰する利益は成人よりもますます強く保護されなければならない。

第二に、名誉毀損罪を少年法六一条と関連づけることにより、管見によると、成長発達権説の弱点を一定程度、克服しようと考ええる。成長発達権の弱点は、推知報道による少年の権利侵害を具体的に示せない点にあった。また、それを具体化しようとするほど、推知報道の禁止を求める時点が遅くなる結果、かえって、少年の権利侵害が深



刻化することも、同説の欠点である。思うに、推知報道によって少年の成長発達が侵害される危険は類型的危険であることを率直に認めるべきである。ただし、成長発達の主張、すなわち非行少年には周囲の支援を受けながら自律的な人間へと成長していく権利があり、推知報道はそうした少年の姿勢に萎縮をもたらすとの指摘は、問題の本質を鋭く捉えている。私見に拠れば、成長発達権説の弱点を克服し、その正しさを採り入れることができるのは、少年法六一条を刑法二三〇条の二の例外規定と捉える説ではないかと考える。

(2) ただし、ここで検討を要するのは、右のような社会的評価を刑法上保護すべき理由は何か、である。先に指摘したように、非行少年には当然に名誉があるとされているが、その理由は定かではない。<sup>38</sup> 非行少年が現に受けている社会的評価で十分で、その内実までは明らかにする必要がないと考えられているかもしれない。しかしながら、少年法六一条を、真実性の証明にもとづく名誉毀損を適法とする刑法二三〇条の二の例外規定として捉えるならば、その分、報道の自由を抑制することを許容するのだから、より説得的な説明が求められるはずである。こうしたことから、社会から向けられた更生への期待が名誉たりうるかを考えなければならぬ。そこで、プライバシーと区別するため刑法上保護されるべき名誉を規範的に限定しようとする見解<sup>39</sup>を参照し、非行少年の名誉が刑法上保護するに値するかを検証したい。

この見解は名誉概念を次のように捉える。刑法上保護に値する社会的評価とは人に関する一切の評価ではなく、人の人格に対する評価であるとする。<sup>40</sup> そして、個人に責任のない人格とは無関係な事実は名誉に関する事実から除外する。<sup>41</sup> その上で、問題となっている事実が社会的に重要か否かを判断し、社会的に重要な事実の場合は刑法二三〇条の二による真実証明による免責を認めるのに対し、社会的に重要な事実ではない場合は社会的評価から自由とされるべ

き利益が害されているため名誉毀損罪として可罰的とされる<sup>(42)</sup>。なお、社会的に重要な事実か否かはプライバシー保護の観点から決する。プライバシーとは、個人の人格に対する評価を生活の場によって切断し、個人に社会的評価から自由な領域を認めることにあるとされる<sup>(43)</sup>。

マスメディアが少年の非行行為に関係する事実のみならず、非行は少年の仕業であることを推知する情報、すなわち、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等に関する情報を報じた場合、この見解を手がかりに考察すると次のようになる<sup>(44)</sup>。

この見解によると、生まれつきの身体的特質、家柄、血統、人種、妻の不倫（夫の名誉との関係で）などは、人的人格的価値とは無関係であるから、名誉に関係する事実から除外するべきであるとする<sup>(44)</sup>。もしもそうした事実が含まれた表現を直ちに名誉毀損罪として処罰するならば、社会の偏見を追認し、固定化する危険があるからであるとする<sup>(45)</sup>。それでは、非行を推知する報道はどうか。この見解から推論すると、おそらく名誉に関する事実から除外されると解することも可能である。少年は人格的に未熟であるから非行はその人格による所産とはいいがたい。しかも、非行少年という事柄はその人の社会的評価を下げる事実であると解したうえで、その推知報道を処罰するならば、社会の非行少年に対する差別意識がこうした処罰により、むしろ助長されるおそれもある。このような捉え方も可能かもしれない。

右の推論がかかる見解から可能だとすると、それは妥当ではない。この社会は非行少年を差別するべきでないから、少年を推知する報道は名誉毀損罪として処罰するべきでないとするのは、本末転倒である。思うに、現に受けている社会的評価を下げるおそれのある行為が処罰されるのは、社会的評価が下げられることにより、現在および将来にわ

たり社会生活上の不利益が生じる可能性が絶無とはいえないからである。少年はたしかに非行により社会的評価はいったんは低下する。しかしながら、非行少年に対しては、非行の時点から、健全に育成し更生することが社会の側から期待され、この期待に少年は応えることが求められている（少年法一条）。こうした評価は名誉毀損罪の保護範囲に含まれるとむしろ捉えるべきである。

(3) なぜ推知報道は名誉毀損罪（刑法三三〇条一項）に該当するのか。これをいうためには、非行少年の名誉すなわち更生が期待されているという社会的評価を低下させる類型的危険を推知報道がもつことが、さらに論証されなければならぬ。

成人の場合、被疑者や被告人などを推知する報道は、刑法二三〇条の二第二項により許容されている。それは、人の刑事司法制度に由来する。すなわち、ここでは、本人が過去に惹起した法益侵害行為を基礎に刑罰は科せられるからである。まさしく行為者の行為責任が問われる。かような制度である以上、犯罪は誰が引き起こしたのかという情報は行為者に責任能力等がある限り国民に知らされるべきである。

これに対して、少年の行為者への対応は成人の場合と異なる。それは少年法の保護主義による。すなわち、ここでは、非行と少年との結びつきをひとまず切り離され、非行少年が将来犯罪を犯さず更生するにはどのような処分が妥当か、が問われる。ところで、少年の推知報道は、いやおうなしに、過去の非行と少年とを連結させる機能をもつ。したがって、少年法の趣旨に反し、情報を受けた人々が少年の行為責任を赤裸々に問う事態が予想される。

それでは、推知報道によって更生が期待される少年にどのような実害が生じるか。たしかに、推知報道がなされたとしても人々は少年を忘れることもある。また、少年を覚えていても更生の手助けをする人もいるであろう。しか

し、それが普通であるとはいいがたい。推知報道により少年の名前や顔がまず人々の記憶に刻まれる。そして、社会復帰を試みる段階に至り、少年に対して制裁的な態度を取る人が出てこよう。住居探しや就職、結婚、経済的信用の構築などの際に、少年に差別的対応を取る者もいよう。このように推知報道には、直近だけでなく中長期的に少年の更生を妨げる危険性が備わっている。

(4) 非行少年には更生して社会でもう一度人生をやり直すことが社会的に期待されている。これを非行少年の名誉とするならば、非行少年を推知する報道が例外的に許容される場合がありうる。ここでは刑事罰による制裁は控えられるべきではないかと考える。それは、死刑が確定した少年に関する推知報道である。

たしかに、死刑が執行されるその日まで、その者は人格的に成長しうることは認めなければならない。しかし、死刑判決を下すということは、法的にみて、少年の更生可能性を全面的に否定することを意味する。しかも、その少年には例外的に行為責任が問われている。かようなことから、犯罪行為と少年とを連結する推知報道は例外的に許容されてよいと思われる。

理由はこれだけではない。裁判員裁判の現在においては、国民が少年に対して死刑を宣告しうるようになった。死刑に処されることが確定した少年を匿名のままにし、そのまま死刑執行の日を迎えさせることは、それこそ、密行の批判を免れない。死刑が確定した少年に関する報道は自由にし、少年がなぜそうした犯罪を惹起するに至ったのか、さらに、死刑判決が妥当だったのかを、国民全員が考える責任を負うのではないかと考える。この点については、知る権利を重視する観点を探り入れてよいと思う<sup>46</sup>。

死刑が確定した少年を推知する報道は、いちおうは名誉毀損罪の構成要件に該当はするが、刑法二三〇条の二第一

項の公共の利害に係る事実当たるとして捉え、その違法性を阻却する余地を認めるべきである。

## (二) 予想される批判

(1) 管見に対する批判はまず知る権利を重視する陣営から出されるであろう。国民の知る権利に枠をはめるようなやり方には慎重であるべきである<sup>47</sup>、という考え方、更生や社会復帰の観点から表現の自由を制約するには説得的な根拠を示すべきであるとの批判<sup>48</sup>などは、表現の自由に優越的地位を認めるところから発せられている。

とくに管見は少年法六一条を刑事規制と関連づけているから、より強い批判が予想される。とりわけ、少年法六一条を刑法二三〇条の二の特別規定と解することに対しては、そもそも刑法二三〇条の二は言論の自由と名誉保護を両立するために設けられた規定だから、同条の適用を少年法六一条によって一律に禁止することは憲法二一条からしてとうてい正当化できない<sup>49</sup>、との批判がある。

たしかに、少年刑事制度が正しく運用されているかどうかを国民の視点から監視することは必要である。また、少年事件は社会的要因に深く根ざしたものであるから、非行少年の推知可能性との限界が微妙な場合も出てこよう。しかし、少なくとも非行そのものを起点として非行行為の背景を分析する報道は公共の利害に係る事実とみるべきであって、推知に至らない範囲での報道は許されてしかるべきである。

しかしながら、次のような疑問が残る。第一に、推知情報の報道を禁止することがなぜ憲法二一条違反といえるのか、その説得的な理由が示されていない。犯罪報道をする際には被疑者の氏名は結果的に不可欠であるとか結局は氏名が明らかになってしまう<sup>50</sup>というのは、論拠としては頼りない。推知情報は公共の利害に係る事実<sup>50</sup>に該当しない



と推知報道禁止説が主張する眼目は、推知情報が結果的に社会へ流通する事態を防ぐことだけではない。むしろ非行を報道する側の行動基準である。行動基準にはその領域におけるモラル<sup>51</sup>と法規範による統制の二側面がある。少年非行をめぐる報道者のモラルは、現段階においては、新聞協会が示した基準からは離れているし、モラルの確立を説く者の声は小さいものとどまっているように映る。法的統制に期待せざるをえないのが現状のように思われる。

第二に、少年法六一条による規制が一律的であるとすると点についてである。批判説は少年の氏名など少年を特定する情報について、「少年保護の必要性と表現の自由、そして国民の知る権利を個別具体的に慎重に比較衡量し、その上で一定の要件を満たす場合に限って非公開とすることを認めるべき<sup>52</sup>」であると主張する。ここで注目するべき点は、比較衡量に依拠して個々のケースに応じて推知報道の可否を決めようとしていることである。こうした考え方に立つと、少年法六一条をめぐる裁判例に現れているように、推知報道の可否の線引きが明確でなくなる可能性が高い。そうすると、かえって報道の自由を不確かなものにするのではないかという疑問が残る。私見によれば、刑法的に推知報道を一律に禁止する一方、推知報道が例外的に許容される余地があるのかは、正当行為（刑法三五条）も射程に入れて論ずる方が、報道に携わる者の行動基準を明確化するのに優れている<sup>53</sup>。

(2) もう一つの批判は、少年法六一条違反と名誉毀損罪とを結びつけることに消極的な見解から出てこよう。

少年法六一条をめぐる議論状況を概観すると、刑事責任と少年法六一条の問題を結びつけることについて、消極的な見解が少なくないように思える。もちろん、これまで同条違反が刑事裁判となった事案は存在しないし、そもそも、名誉毀損への対応は様々存在しているから、刑法的対応は無用と思われているのかもしれない。民事的な対応で十分であるとされているのかもしれない。



たとえば、少年法六一条は、推知報道による、名誉、プライバシーあるいは成長発達権と結びつく社会復帰の利益の侵害の発生を推定させる規定であり、こうした推定は民事上の責任に限定され、刑事上の責任に少年法六一条は全く関与しないと見る見解<sup>54</sup>がある。また、少年法六一条の法的効果をめぐり、もっぱら民事損害賠償を念頭に議論を展開している見解<sup>55</sup>もある。いずれの見解も、推知報道が名誉毀損罪を構成するかという問題と少年法六一条の法的効果とは無関係かあるいは別枠組みの問題として捉えている。

しかしながら、すでに言及したように、成長発達権説の弱点は民事訴訟において成長発達権侵害を具体的に提示するのが難しいという点にある。かりに推知報道により成長発達権が侵害される具体的な事象が現れたとしても、その時点で、当該報道について民事訴訟を提起することは、少年の利益を保護する観点からすると、あまりにも遅きに失する感は否めない。

管見によれば、推知報道が少年の更生の利益を侵害する危険は抽象的危険のレベルにあり、逆から言えば、少年と非行を結びつける報道それ自体に少年を社会において疎外する典型的危険があるとみるべきではないかと思う。こうした理解が正しいとするならば、それにふさわしい規制の一つとして名誉毀損罪による規制がありうることを直截的に認めるべきである。

#### 四 いくつかの類型への当てはめ―まとめに代えて―

管見をまとめたい。非行少年の名誉とは、更生が期待されているという社会的評価のことをいう。少年の推知報道は更生を妨げる典型的危険のある行為であり、右の社会的評価を低下させる。したがって、少年の推知報道は名誉毀

損罪に該当する。少年を推知する情報は、それが社会に広まると少年の更生の妨げとなる危険があるため、公共の利害に關係する事実とはいえない。ただし、死刑が確定した少年の推知報道については、事件そのものや死刑に至る法的判断過程を検証する必要性が高く、死刑の密行を避けるためにも、公共の利害に關係する事実とみて、例外的に許容される。

こうした管見の立場から、その他の事案についてはどうなるか示したい。

第一に、死刑以外の刑罰、例えば、有期刑や無期刑が少年に科されることが確定した場合、見解の割れるところであるが、少年が社会復帰する機会は法的に未だ剥奪されていない以上、推知報道は許されない。

第二に、少年時代に犯した非行について成人後に推知報道がなされた場合、保護処分などの後に現に受けている社会的評価を下げるものとして名誉毀損罪に問いうる。少年は保護処分などをすでに受け、社会からの期待は果たしているといえるから、その名誉毀損の程度は少なくとも考えられる。

第三に、成人後に犯罪を犯し、その報道との關係で、少年時代の非行を推知する報道がなされた場合、管見によれば、その者が現に享受している名誉を毀損したとみる。たしかに、成人後の犯罪は少年時代の更生が不十分だったことの現れであり、その責任はその者が負うべきであるとの見方もありうる。しかしながら、それは一面の見方にとどまる。非行に対する更生の責任は、保護処分などを受けることによつて、十分に果たされている。そうした社会的評価を低下させている。

【付記】この拙稿を、学生時代からの恩師である船山泰範先生へ献呈したい。先生との出会いがなければ、この道

に進むことはなかった。学恩に深く感謝申し上げる。

(1) 船山泰範「刑法における行為の人間の構造」日本大学法学部創立百周年記念論文集第一卷（一九九〇年）、同『人間の目で見える刑法（改訂版）』（一九九七年）など。

(2) 田宮裕編著『少年法（条文解説）』（一九八六年）二九八頁以下（船山泰範執筆）。

(3) 松井茂記「少年事件と報道の自由」民商法雑誌一二〇巻二号（一九九九年）一八九頁以下、「犯罪報道と表現の自由」ジュリスト一一三六号（一九九八年）三八頁。

少年法六一条について松井は次の四つの理由により憲法二一条に違反するとしている。①非行が公開の刑事裁判で審理される場合、そこで出た推知情報を報道してはならないとする点、②マス・メディアが通常の取材や独自の取材で知りえた情報の公開を禁止している点、③少年に関する推知情報の公表を一切禁じるのは過大包摂である点、④「新聞その他の出版物」に推知報道の禁止が限定されているのは過小包摂である点、である（松井「少年事件と報道の自由」二二七―二二八頁）。

(4) 田島泰彦「少年事件と表現の自由」法律時報七〇巻一号（一九九八年）一一頁以下。少年法六一条に批判的な発言として、奥平康弘ほか「座談会・犯罪報道とプライバシー・名誉・その他の人格的利益をめぐって」ジュリスト一一三六号（一九九八年）二五頁以下（濱田純一の発言）。

(5) なお、旧少年法（大正一二年四月一七日法四二）七四条は第一項において「少年審判所ノ審判ニ付セラレタル事項又ハ少年ニ対スル刑事事件ニ付予審又ハ公判ニ付セラレタル事項ハ之ヲ新聞紙其ノ他ノ出版物ニ掲載スルコトヲ得ズ」とし、第二項において「前項ノ規定ニ違反シタルトキハ新聞紙ニ在リテハ編輯人及発行人、其ノ他ノ出版物ニ在リテハ著作者及発行者ヲ一年以下ノ禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス」としていた。

(6) 名誉毀損行為が公共の利害に関する事実にかかるとき、それが真実であれば違法性がなく、行為者が真実であると誤信した場合に故意もしくは過失はなく、いずれも不法行為責任を負わないとした最一判昭和四一年六月二三日（民集二〇巻五号

一一一八頁)を引用している。

(7) 本判決によれば、プライバシー侵害の有無を検討する際は、事実を公表されない法的利益と公表する理由を個別具体的に判断し比較衡量するべきであるとした上で、着目すべき事情として、次のものを挙げる。①少年の年齢および社会的地位、②犯罪行為の内容、③少年のプライバシーに属する情報が伝達される範囲と少年が被る具体的被害の程度、④本件記事の目的や意義、⑤記事公表時の社会的状況、⑥当該記事において事実を公表する必要性。

(8) 最三判平成六年二月八日(民集四八卷二号一四九頁。ノンフィクション「逆転」事件)を引用している。この裁判例は、過去の前科(被疑者や被告人、受刑者)などがみだりに公表されない法的利益があるとした最三判昭和五六年四月一日(民集三五卷三号六二〇頁)を、他方で、その者が引きおこした事件などの歴史的社会的意義が認められ、あるいは、その者の社会的影響力の程度によっては、前科の公表が許されるとした最一判昭和五六年四月一六日(刑集三五卷三号八四頁。月刊ペン事件)を、引用している。

(9) 最二小判平成一五年三月一日(民集五七卷三号二二九頁)の解説も、同条を「当該事件の捜査、審理等を行う手続において、少年を推知報道による悪影響から保護しようとする」政策的規定であると述べている。三村晶子・最高裁判所判例解説 民事編平成一五年度(上) 一五一頁。

(10) 葛野尋之・後掲注(20)・『少年司法の再構築』五六五頁・注一九二。成長発達権は人間の尊厳性に関わる権利であるから、知る権利や報道の自由との比較衡量によって正当化することはできないとしている。ただし、この見解は、他方で少年の推知報道を一律に禁止することの弊害を回避することも意識し、知る権利や報道の自由と比較衡量できるのは、少年のプライバシーや名誉であるとしている。

(11) 松井は、「少なくとも少年の更生を妨げる「明確かつ現在の危険」のようなものの証明は必要」としている(松井・後掲注(12)『少年事件の実名報道は許されないのか』一九三頁)が、このレベルの証明は少年側にはおよそ不可能と思われる。

(12) 船山泰範・前掲注(2)・二九九頁、白取祐司「少年事件の報道と少年法」法律時報七〇卷八号三三頁以下(ただし、少年法六一条ではなく子どもの権利条約をよりどころにすべきとされる)、阪本昌成「脱リーガル・モラリズムの重大な一歩」新

聞研究五八六号(二〇〇〇年)三三頁、田島泰彦「少年の実名掲載と少年法六一条」判例時報七二卷九号(二〇〇〇年)九六頁以下、松井茂記『少年事件の実名報道は許されないのか』(二〇〇〇年)一七五—一七六頁(堺通り魔殺人事件第二審判決を支持し、長良川事件第二審判決を厳しく批判する)、福岡英明「少年事件報道をめぐる憲法問題」松山大学論集一七卷一号一九五頁(報道機関を名宛人とした禁止規範にすぎないとする。)、右崎正博「少年の実名報道と少年法六一条—堺通り魔殺人事件訴訟」別冊ジュリスト一七九号『メディア判例百選』(二〇〇五年)所収一〇一頁、澤登俊雄『少年法入門〔第六版〕』一四〇—一四一頁(二〇一五年)(なお、澤登が同条違反に対して罰則が必要としているとの評価〔田宮・廣瀬編『注釈少年法(第三版)』四九八頁〕があるが、澤登はむしろマスコミの自主規制に強く期待する趣旨で述べていると思われる。)

(13) とくに、松井茂記は、本条を少年の成長発達権を保護する規定と捉える見解を強く批判する。松井・前掲注(12)・一七七—一八九頁以下。

(14) 一般社団法人日本新聞協会のホームページを参照 ([http://pressnet.or.jp/statement/report/581216\\_89.html](http://pressnet.or.jp/statement/report/581216_89.html))。

(15) もっとも、山田健太「少年の保護」と表現の自由」ジュリスト一一二六号(一九九八年)は、少年の実名や顔などを知りたいといった大衆のあくなき私的欲求を、非行の背景を分析することや、その裁判及び審判手続がどうなっているかなど、公益性のある議論に向かわせる点に報道機関の責務がある(四九頁以下)としている。

飯室勝彦「妥当なジャーナリズム論と法律論の分離」新聞研究五八六号(二〇〇〇年)は、堺通り魔事件第二審判決について、「メディアの側にも重い課題を提示している。少年法六一条の立法趣旨に対する自覚と自律、それに適用除外をめぐる真剣な議論である。」(三九頁)とされる。いずれもメディア側の倫理の確立の必要性を説いている。しかしながら、残念ながら、この主張とは正反対なのが現状であろう。

(16) メディア研究者も、神戸連続殺傷事件における週刊誌の報道姿勢に対して、倫理的観点から厳しい批判を加えていた。塚本晴二郎「犯罪報道に関する今日的諸問題—神戸・児童連続殺傷事件の報道を事例として—」法学紀要二九卷(一九九八年)三五七頁、三六三頁以下。

(17) 松井・前掲注(12)・一八七頁以下。



- (18) 松井・前掲注(12)・一八七頁。
- (19) 松井・前掲注(12)・一八八頁。
- (20) 成長発達権説を支持するのは、福田雅章「少年法の功利的な利用と少年の人権」刑法雑誌二七卷一号（一九八六年）二二〇頁以下（同『日本の社会文化構造と人権』（二〇〇二年）所収四四四頁以下）、羽倉佐知子「実名報道と子どもの人権」ジュリスト一一六六号（一九九九年）一九頁以下、服部朗「少年事件報道と人権」新倉修・横山実編『少年法の展望（澤登俊雄先生古稀祝賀論文集）』（二〇〇〇年）二四九頁以下、山口直也「子どもの成長発達権と少年法六一条の意義」山梨学院大学法学論集四八号（二〇〇一年）七五頁以下、瀧野貴生「少年事件における本人特定報道禁止の意義」静岡大学法政研究五卷四・五号（二〇〇一年）二九七頁以下、本庄武「成長発達権の内実と少年法六一条における推知報道規制の射程」一橋法学一〇卷三号（二〇一一年）八四七頁以下。また、成長発達権が形成される過程については、服部朗「成長発達権の生成」愛知学院大学論叢法学研究四四卷一・二号（二〇〇二年）一二九頁以下、葛野尋之『少年司法の再構築』（二〇〇三年）五四二頁。
- 平川宗信は、少年法六一条が保護する利益は、名誉権やプライバシー権だけでなく、少年が「社会復帰の促進を考慮した取扱いを受ける権利（手続におけるプライバシーを尊重される権利と推知報道されない権利）」であるとしている（平川宗信「少年推知報道と少年の権利」廣瀬・多田編『田宮裕博士追悼論集上巻』（二〇〇一年）五一五頁）。後藤弘子「審判の非公開と匿名報道」斉藤豊治・守谷克彦編著『少年法の課題と展望 第二巻』（二〇〇六年）所収も、少年法六一条は社会復帰の促進を考慮した取扱いを受ける権利を保障しているとし、社会に対して少年の社会復帰への協力を求め得られない状況を反映した規定とされる（二三五頁以下）。いずれの見解も成長発達権の一趣旨をより具体化したものといえる。
- (21) 福田・前掲注(20)・『日本の社会文化構造と人権』四六一頁。
- (22) 山口は、成長発達権には自由権と社会権が含まれるとしている（山口・前掲注(20)・八五―八六頁）。
- (23) 本庄・前掲注(20)・八五〇頁以下。
- (24) 丸山・後掲注(33)・「少年法六一条の意義」七三頁以下。
- (25) 葛野・前掲注(10)。



(26) 渕野・前掲注(20)・三一六―三一七頁。

(27) 本庄・前掲注(20)・八六一頁。

(28) 本庄は、侵害が潜在的な状態であっても、少年が萎縮し成長発達が阻害されるため、この事態は現実の侵害として捉え直すことが可能になる、として堺通り魔事件第二審判決を批判する(本庄・前掲注(20)・八六八頁および注52)。それがどう現実化したのか、あるいは、現実化する可能性があったのかを、具体的に示す必要があるのではなからうか。

(29) 渕野・前掲注(20)・三三二頁、山口・前掲注(20)・八六一―八七頁以下(成長発達権は成人に達すると消滅するがその効果は残存するとしている。)、本庄・前掲注(20)・八七二頁以下。本庄は、成長発達権を子ども期だけでなく成人となった以降にも認め、さらに、少年期に適切な支援を受けた成人とそれを受けていない成人とに区分け、後者については自立性を害さない限り成長発達のため支援を手厚くするべきであるとの見解を示す。

(30) 本庄・前掲注(20)・八八〇頁。実務は未熟な少年に対して死刑を科しているから、死刑確定後も少年の成長発達権は保障されるべきであり、また、推知報道の禁止により少年が自暴自棄に陥ることを防ぐとする。

(31) なお、私見によれば、少年に対する死刑は少年法の理念(第一条)と絶対矛盾すると考える。

(32) 飯田正剛は「少年の社会復帰・成長発達という観点から考えると、報道それ自体の問題よりも、そのような詳細な情報(事実)を受け止める個人個人、ひいては地域社会や社会の力量によるところがおおきい」とし、市民社会が少年の抱える問題を考える必要があるとされ、犯罪報道もこれに資するものでなければならぬとする。飯田「少年事件と情報公開」法律時報七〇巻一号(一九九八年)二二頁。

(33) 平場安治『少年法(新版)』(一九八七年)七八頁、葛野尋之「犯罪報道の公共性と少年事件報道」立命館法学二七一・二七二号(二〇〇〇年)九五五頁、平川・前掲注(20)・五二二頁以下、丸山雅夫「少年法六一条の意義」社会と倫理二〇号(二〇〇六年)七四頁以下、田宮・廣瀬編著『注釈少年法(第三版)』(二〇〇九年)四八九頁。

(34) なお、少年法をこのように解することによって、インターネット上に個人が少年を推知可能な情報を公開する行為も可罰的とされる可能性が出てくる。しかしながら、拙稿はそこまで及ぶことができなかった。他日を期したい。

- (35) 平川・前掲注(20)・五二二頁、丸山・前掲注(33)・七四頁。
- (36) 平川は、公人的な少年、すなわち、社会的影響力のある少年、未成年の皇族を例に挙げている（平川・前掲注(20)・五二二頁注38）。平川によれば、公共の利害に係のある事実とは市民自治に必要な事実と解し、公人の場合はまさにこの定義に該当し推知報道は当然に許容されるが、少年の氏名は原則的にそれには当てはまらないとする。同五二二頁以下を参照。
- 丸山は、市民の正当な関心事としての公共的事実に関する公益目的にもとづく根拠のある報道だけが名誉毀損罪の成立が阻却されるとし、少年の実名がなくても犯罪報道や社会評論は可能としている（丸山・前掲注(33)・七四頁）。ただし、例外として、成人後に犯罪を犯した者が過去に犯した非行については推知報道を許容してもよいことが示されている（同七七頁）。
- (37) 社会復帰の利益は成人にとっても重要な利益であることにつき、上村都「少年事件の推知報道―長良川事件報道訴訟」別冊ジュリスト二二七号（二〇一三年）『憲法判例百選Ⅰ』一五一頁を参照。
- (38) 大判大正三年一月二四日（大審院刑事判決録二〇輯二三三〇頁）は、犯罪や違法行為をした者もそれらに利益となる批判を受ける社会生活上の地位を有する、としているが、その理由は必ずしも明らかではない。
- (39) 佐伯仁志「プライヴァシーと名誉の保護（1）」（4・完）『法学協会雑誌』一〇一卷七号、八号、九号、一二号（一九八四年）。
- (40) 佐伯・前掲注(39)・一〇一卷一七〇頁。
- (41) 佐伯・前掲注(39)・一〇一卷一七〇頁。
- (42) 佐伯・前掲注(39)・一〇一卷一六八頁。
- (43) 佐伯・前掲注(39)・一〇一卷一七九頁。
- (44) 佐伯・前掲注(39)・一〇一卷七号一頁、一〇一卷一七九頁。
- (45) 佐伯・前掲注(39)・一〇一卷一七〇頁。この見解の最終目標は、社会的評価から自由な領域を認めることにより、自由で個性を持った人間と多元的でひらかれた社会を目指すことにあると思われる（佐伯・前掲注(39)・一〇一卷一七九頁）。
- (46) 葛野は、犯罪に関する事実の報道の公共性について、①人権保障に配慮した適正な刑事司法であることを監視するために必要な事実、②犯罪の背景にある問題、犯罪が提起した問題の解決によって、社会が自省的に発展していくための必要な事実、

を指摘する(葛野・前掲注(20)・五三七頁)。葛野は少年については左に該当するものはないと考えている。しかし、私見は、死刑が確定した少年については左の点に該当すると考える。

(47) 座談会「犯罪報道とプライバシー・名誉・その他の人格的利益をめぐって」ジュリスト一一三六号(一九九八年)二六頁(濱田純一発言)。濱田は知る権利に枠をはめるためには、最初から枠を考えるのではなく、そのための合意をえる議論のプロセスのつくりかたが重要であるとする。

(48) 田島泰彦「少年事件と表現の自由」田島・新倉編著『少年事件報道と法—表現の自由と少年の人権』(一九九九年)所収一〇頁。

(49) 松井・前掲注(3)・二三〇—二三二頁(注93)。

(50) 松井・前掲注(12)・一四二頁。

(51) 少年報道に関する報道基準の確立は法規制ではなく、自主的倫理的規律でなければならないとするのは、田島・前掲注(48)・二二頁以下。

(52) 松井『メディア法入門(第五版)』(二〇一三年)一五四頁。

(53) 推知報道に関し、賛成論者も反対論者も自説の論拠を刑法二三〇条の二(とくに公共の利害にかかる事実をめぐって)におくが、このことは同条が切り札とならないことを示している。二三〇条の二によって言論の自由を保障することには限界があることを明確にしたものとして、藤木英雄「事実の真実性の誤信と名誉毀損罪」法学協会雑誌八六卷一〇号(一九六九年)一一一六頁以下を参照。

(54) 渕野・前掲注(20)・三二七頁。

(55) 本庄・前掲注(20)・八六一頁以下、および八六二頁注44。